



株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおりグリーンローン・フレームワーク評価結果を公表します。

## 株式会社あびらエナジー

グリーンローン・フレームワーク

新規

総合評価

Green 1(F)

グリーン性評価  
(資金使途)

g1(F)

管理・運営・  
透明性評価

m1(F)

借入人

株式会社あびらエナジー

評価対象

株式会社あびらエナジー  
グリーンローン・フレームワーク

### 評価の概要

#### ▶▶▶1. 株式会社あびらエナジーの概要

株式会社あびらエナジーは、2024年5月に設立され、北海道勇払郡安平町に拠点を有する。あびらエナジーの株主として株式会社サンヴィレッジ、エイコーエナジオ株式会社、合同会社 RT コンサルティング、安平町が存在する。現在のあびらエナジーには取締役3名が存在しており、サンヴィレッジ、エイコーエナジオから1名ずつ派遣されている。あびらエナジーの現在の事業としては、安平町を中心とした再生可能エネルギー関連設備の構築、並びに運用・管理、安平町を中心とした再生可能エネルギーを活用した PPA サービス、及び再生可能エネルギーに関連する事業の3つが存在する。

#### ▶▶▶2. あびらエナジーの ESG 経営及び脱炭素に向けた取り組み

あびらエナジーは、事業理念として「再生可能エネルギーの地産地消を実現し、地域活性化とレジリエンス強化に貢献する」を掲げるとともに、ミッションとして「安平町の重点対策加速化事業、北海道内、その他エリアへの横展開」を掲げている。あびらエナジーは、環境問題は単なる社会的

責任ではなく、「地域の存続（事業継続性）」に直結する経営の最優先事項であると考えており、気候変動への対応や資源循環の推進を重要と考えている。

あびらエナジーは、環境に関する重要事項について、取締役会において審議・決定される体制を構築している。具体的には、安平町が掲げる「ゼロカーボンシティ」の実現に向けた事業計画（重点対策加速化事業等）に基づき、代表取締役を中心とした意思決定プロセスを構築するとともに、自社事業の進捗や環境改善効果について定期的に社内でモニタリングを行っている。特に、安平町と緊密な連携体制を敷き、町の「重点対策加速化事業」の指針に基づいた意思決定を行っている。加えて、フロンティアエナジー等の外部専門業者を施工・技術パートナーとして採用し、最新の技術動向や環境負荷低減に関する専門的アドバイスを受けている。

### ▶▶▶3. グリーンローン・フレームワークについて

一般の評価対象は、あびらエナジーがローンにより調達する資金を、環境改善効果を有する使途に限定するために定めたグリーンローン・フレームワーク（本フレームワーク）である。JCR では、本フレームワークが「グリーンローン原則<sup>1</sup>」及び「グリーンローンガイドライン<sup>2</sup>」に適合しているか否かの評価を行う。これらは原則又はガイドラインであって法的な裏付けを持つ規制ではないが、現時点において国内外の統一された基準として当該原則及びガイドラインを参照してJCR では評価を行う。

あびらエナジーは本フレームワークにおける資金使途を「太陽光発電設備の導入費用」と「太陽光発電設備で発電された電気を貯蔵する蓄電池の導入費用」としている。また、適格プロジェクトの実施に際しては、環境や社会に対する負の影響を考慮し、適切な対応を行うことが定められている。以上より、JCR は本フレームワークにおける資金使途について、環境改善効果が期待されるものであると評価している。

資金使途の選定基準とそのプロセスについて、あびらエナジーの経営陣が適切に関与している。あびらエナジーの資金管理体制は適切に構築されており、透明性が高いと JCR は評価している。あびらエナジーは、資金の充当状況に係るレポート及び環境改善効果に係るレポートについても適切に定めており、あびらエナジーの HP に年次で開示される予定であることから、JCR はあびらエナジーによるレポート体制が適切であると評価している。

この結果、本フレームワークについて、JCR グリーンファイナンス評価手法に基づき、「グリーン性評価（資金使途）」を“g1(F)」、「管理・運営・透明性評価」を“m1(F)”とし、「JCR グリーンローン・フレームワーク評価」を“Green 1(F)”とした。また、本フレームワークは「グリーンローン原則」及び「グリーンローンガイドライン」において求められる項目について基準を満たしていると JCR は評価している。

<sup>1</sup> Loan Market Association (LMA)、Asia Pacific Loan Market Association(APLMA)、Loan Syndications and Trading Association (LSTA) "Green Loan Principles 2025"  
<https://www.lsta.org/content/green-loan-principles/>

<sup>2</sup> 環境省 「グリーンローンガイドライン 2024 年版」  
<https://www.env.go.jp/content/000062348.pdf>

## 目次

### ■評価フェーズ1：グリーン性評価

#### I. 調達資金の使途

【評価の視点】

【評価対象の現状と JCR の評価】

1. プロジェクトの環境改善効果について
2. 環境・社会に対する負の影響について
3. SDGs との整合性について

### ■評価フェーズ2：管理・運営・透明性評価

#### I. 資金使途の選定基準とそのプロセス

【評価の視点】

【評価対象の現状と JCR の評価】

1. 目標
2. 選定基準
3. プロセス

#### II. 調達資金の管理

【評価の視点】

【評価対象の現状と JCR の評価】

#### III. レポーティング

【評価の視点】

【評価対象の現状と JCR の評価】

#### IV. 組織のサステナビリティへの取り組み

【評価の視点】

【評価対象の現状と JCR の評価】

### ■評価フェーズ3：評価結果（結論）

## I. 調達資金の使途

### 【評価の視点】

本項では、最初に、調達資金が明確な環境改善効果をもたらすグリーンプロジェクトに充当されているかを確認する。次に、資金使途において環境・社会への負の影響が想定される場合に、その影響について社内の専門部署又は外部の第三者機関によって十分に検討され、必要な回避策・緩和策が取られているかについて確認する。最後に、持続可能な開発目標（SDGs）との整合性を確認する。

### ▶▶▶ 評価対象の現状と JCR の評価

あびらエナジーが本フレームワークで資金使途とした「太陽光発電設備の導入費用」と「太陽光発電設備で発電された電気を貯蔵する蓄電池の導入費用」は、いずれも同社の事業理念及びミッションに資する重要な施策であり、環境改善効果が期待される。

### 資金使途にかかる本フレームワーク

グリーンローンで調達された資金は、以下の適格クライテリアを満たす設備の取得資金、もしくはリファイナンスに充当する予定です。

[適格クライテリア]

- ・ 太陽光発電設備の導入費用
- ・ 太陽光発電設備で発電された電気を貯蔵する蓄電池の導入費用

### 【本フレームワークに対する JCR の評価】

#### 1. プロジェクトの環境改善効果について

本フレームワークで定められた資金使途は、太陽光発電設備の導入費用、太陽光発電設備で発電された電気を貯蔵する蓄電池の導入費用である。本資金使途は、「グリーンローン原則」における「再生可能エネルギー」、「グリーンローンガイドライン」に例示されている資金使途のうち、「再生可能エネルギーに関する事業」に該当する。

あびらエナジーは、本フレームワークの具体的な資金使途として以下等を予定している。

- ・ 安平町の公共施設 17 カ所に太陽光発電設備と蓄電池を設置
- ・ 安平町の有する土地 3 か所に太陽光発電設備と蓄電池を設置

あびらエナジーは、同様の仕組みを北海道その他エリアに横展開することも視野にいれている。

太陽光や風力、バイオマスといった再生可能エネルギーは自然資源をエネルギー源としており、直接温室効果ガス（GHG）を排出しないクリーンなエネルギーである。2025年2月に閣議決定した「第7次エネルギー基本計画」においては、日本において従来から目標となっている2050年カーボンニュートラル（2020年10月表明）の実現に向けた野心的なGHG排出量削減目標として、2035年度/2040年度にそれぞれ60%/73%の削減（いずれも2013年度比）を掲げている。再生可能エネルギーについては、2023年度における電源構成比で約23%まで拡大しているが、今後もS+3E（安全、安定供給、経済効率性、環境適合）を大前提としつつ、再生可能エネルギーの主力電源化に徹底し、地域との共生と国民負担の抑制を図りながら最大限の導入を促すとしている。

		2023年度 (速報値)	2040年度 (見通し)
<b>エネルギー自給率</b>		<b>15.2%</b>	<b>3～4割程度</b>
<b>発電電力量</b>		<b>9854億kWh</b>	<b>1.1～1.2兆kWh程度</b>
<b>電源構成</b>	<b>再生エ</b>	<b>22.9%</b>	<b>4～5割程度</b>
	太陽光	9.8%	23～29%程度
	風力	1.1%	4～8%程度
	水力	7.6%	8～10%程度
	地熱	0.3%	1～2%程度
	バイオマス	4.1%	5～6%程度
	<b>原子力</b>	<b>8.5%</b>	<b>2割程度</b>
<b>火力</b>	<b>68.6%</b>	<b>3～4割程度</b>	
<b>最終エネルギー消費量</b>		<b>3.0億kL</b>	<b>2.6～2.7億kL程度</b>
<b>温室効果ガス削減割合 (2013年度比)</b>		<b>22.9%</b> ※2022年度実績	<b>73%</b>

図1：第7次エネルギー基本計画における2040年度時点の電源構成の見通し<sup>3</sup>

上述の目標達成に向けて、2040年度における再生可能エネルギーの電源構成比率につき4割～5割まで引き上げる必要があり、再生可能エネルギーの更なる導入拡大が求められる状況にある<sup>4</sup>。

あびらエナジーが本フレームワークで定める発電施設は、太陽光の再生可能エネルギーをエネルギー源としており、化石燃料を代替することでGHG排出量の削減が期待できる。また、これら太陽光発電設備で発電された電気を貯蔵する蓄電池についても、再生可能エネルギーの有効かつ効率的な活用に資するという観点で環境改善効果があるとJCRは評価している。

以上を踏まえ、本資金用途について十分な環境改善効果を有するとJCRは評価している。

環境改善効果に加え、社会的便益も有するとJCRは評価している。また、将来的には、安平町内に限らず、北海道内のその他エリアにおいて、太陽光発電設備や蓄電池を設置する予定である。

<sup>3</sup> 資源エネルギー庁 「第7次エネルギー基本計画」(2025年2月)  
[https://www.enecho.meti.go.jp/category/others/basic\\_plan/pdf/20250218\\_01.pdf](https://www.enecho.meti.go.jp/category/others/basic_plan/pdf/20250218_01.pdf)

<sup>4</sup> 資源エネルギー庁 「エネルギー基本計画の概要」  
<https://www.meti.go.jp/press/2024/02/20250218001/20250218001-2.pdf>

## 2. 環境・社会に対する負の影響について

あびらエナジーは、基本的に既存建物の屋上やその周辺の土地に太陽光発電設備や蓄電池を設置することを想定しており、環境・社会に与えるネガティブな影響として以下を想定している。

- ・ 廃棄物による環境負荷  
太陽光パネルや蓄電池、及び更新対象となる既設設備の廃棄時における不適切な処理。
- ・ 自然環境・景観への影響  
太陽光パネル設置に伴う周辺の生態系への影響や、居住環境における反射光、景観の改変。
- ・ 災害・事故リスク  
地震や積雪によるパネルの破損、蓄電池の火災事故等による二次的な環境汚染。

あびらエナジーは、その緩和方法として以下の対応を進める予定である。

- ・ 適正な廃棄の実施  
設備導入時に保守・廃棄計画を確認し、廃棄物処理法および「太陽光発電設備の再利用等に関するガイドライン」に基づき、リサイクル可能な業者を通じた適正処理を徹底。
- ・ 設置基準の遵守と住民理解  
設置場所の選定においてハザードマップを確認し、土砂災害リスクを回避。また、農地や民間地への設置に際しては、周辺住民への事前説明を行い、景観や反射光に配慮した設計を採用。
- ・ 安全基準の採用  
蓄電池については JIS 規格等の安全基準を満たす製品を採用し、定期点検体制を構築することで事故の未然防止を徹底。

本フレームワークの資金使途の対象となるプロジェクトについて、環境・社会に対する負の影響が考慮され適切な対応が行われる見込みである、と JCR は評価している。

## 3. SDGs との整合性について

ICMA の SDGs マッピングを参考にしつつ、JCR では、以下の SDGs の目標及びターゲットに貢献すると評価した。



### 目標 7：エネルギーをみんなに そしてクリーンに

ターゲット 7.2. 2030 年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。



### 目標 13：気候変動に具体的な対策を

ターゲット 13.1. すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。  
 ターゲット 13.3 気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。

## I. 資金使途の選定基準とそのプロセス

### 【評価の視点】

本項では、本評価対象を通じて実現しようとする目標、グリーンプロジェクトの選定基準とそのプロセスの妥当性及び一連のプロセスが適切に投資家等に開示されているか否かについて確認する。

### ▶▶▶ 評価対象の現状と JCR の評価

JCRは本フレームワークにおける目標、グリーンプロジェクトの選定基準、プロセスについて、経営陣が適切に関与しており、透明性も担保されていると判断している。

## 1. 目標

### 目標にかかる本フレームワーク（抜粋）

#### ■ 事業内容

- ・安平町を中心とした再生可能エネルギー関連設備の構築、並びに運用・管理
- ・安平町を中心とした再生可能エネルギーを活用した PPA サービス再生可能エネルギーに関連する事業

#### ■ 事業理念

再生可能エネルギーの地産地消を実現し、地域活性化とレジリエンス強化に貢献する

#### ■ ミッション

安平町の重点対策加速化事業、北海道内、その他エリアへの横展開

### 【本フレームワークに対する JCR の評価】

JCR は、あびらエネルギーの事業内容について確認するとともに、事業理念やミッションが定められていることを確認した。本フレームワークで定められた資金使途は、あびらエネルギーが定めた事業内容、事業理念、及びミッションに沿うものであると JCR は評価している。

## 2. 選定基準

本フレームワークにおける適格クライテリアは、本レポートの評価フェーズ 1 で記載の通りである。JCR はプロジェクトの選定基準が適切であると評価している。

### 3. プロセス

#### プロセスにかかる本フレームワーク

##### 【プロジェクトの選定プロセス】

対象となるプロジェクトを資金使途としてグリーンローンによる資金調達を行うことについて、株式会社あびらエナジーの代表 1 名が起案者となり、最終決裁者を別の代表者とする社内稟議によって承認される。

##### 【本フレームワークに対する JCR の評価】

グリーンローンの資金使途の対象となるプロジェクトの選定にあたっては、あびらエナジーの代表者が起案者となり、別の代表者が最終決裁者として社内稟議によって承認される。JCR は本フレームワークで定めるプロジェクトの選定プロセスについて、経営陣が適切に関与していると JCR は評価している。

あびらエナジーのグリーンローンに関する目標、選定基準及びプロセスについては、JCR 評価レポートにて開示される。また、あびらエナジーは、本フレームワーク等について、安平町の公式サイト等にて開示する予定である。また、対象プロジェクト等について、事前に借入人が貸付人に説明を実施する。また、グリーンローン実行時に、借入人は貸付人に対し金銭消費貸借契約書等を通じて対象プロジェクトに関する情報を説明する予定である。

従って、貸付人に対する透明性は確保されていると JCR は評価している。

## II. 調達資金の管理

### 【評価の視点】

調達資金の管理方法は、資金調達者によって多種多様であることが通常想定される。本評価対象に基づき調達された資金が、確実にグリーンプロジェクトに充当されること、また、その充当状況が容易に追跡管理できるような仕組みと内部体制が整備されているか否かを確認する。

また、本評価対象により調達した資金が、早期にグリーンプロジェクトに充当される予定となっているか否か、加えて未充当資金の管理・運用方法の評価についても重視している。

### ▶▶▶ 評価対象の現状と JCR の評価

JCRでは、あびらエナジーの資金管理体制が適切に構築されており、調達資金の管理方法については、本評価レポートにおいて開示されるほか、あびらエナジーのウェブサイトにてフレームワークを開示することから、透明性が高いと評価している。

## 資金管理にかかる本フレームワーク

### 【調達資金の充当計画】

あびらエナジーが調達した資金の総額は、速やかに「資金使途」で規定したグリーンプロジェクトに充当します。調達資金がグリーンプロジェクトに充当されるまでの間等に発生する未充当資金については、現金または現金同等物にて運用します。

### 【追跡管理に関する内部統制および外部監査】

資金管理については、経理担当が毎月帳簿に記載のうえ、取締役会がその内容について承認をします。

内部監査としては、年1回、監査役が経理担当に対し監査を行います。

外部監査としては、年1回、外部監査法人が決算資料の確認を通じて監査を実施します。

### 【未充当資金の管理方法】

本フレームワークにより調達した借入金をグリーンプロジェクトに充当後、同借入金が償還するまでの間、資金使途の対象となるグリーンプロジェクト（資産）が売却または棄損などにより資金使途の対象から外れる場合、現金または現金同等物にて管理します。

### 【本フレームワークに対する JCR の評価】

グリーンローンによる調達資金は、速やかに本フレームワークで規定したグリーンプロジェクトに充当される予定である。追跡管理として、経理担当が帳簿等で管理し、グリーンローンに関する証憑類は紙媒体および電子データ（社内サーバー）の両方で当該ローンの返済完了まで保管される。

調達資金の管理に対しては、監査役による内部監査の対象となるとともに、会計全般について外部監査法人による会計監査も行われる。また、未充当資金が発生した場合には、再充当されるまでの間は現金又は現金同等物にて管理される。

以上より、あびらエナジーの資金管理体制が適切に構築されており、調達資金の管理方法については本評価レポートにおいて開示されることから、透明性が高いと JCR は評価している。

### III. レポートニング

#### 【評価の視点】

本項では、本評価対象に基づく資金調達前後での投資家等への開示体制が、詳細かつ実効性のある形で計画されているか否かを評価する。

#### ▶▶▶ 評価対象の現状と JCR の評価

JCRでは、あびらエナジーのレポートニングについて、資金の充当状況及び環境改善効果の両方について、投資家等に対して適切に開示される計画であると評価している。

### レポートニングにかかる本フレームワーク

#### 【資金の充当状況に関する開示方法】

本フレームワークに基づき調達された資金については、以下の内容について、貸付人に年次で報告を実施するとともに、あびらエナジーの HP に年次で開示します。

- ① 本フレームワークに基づく資金調達額
- ② プロジェクトへの充当金額
- ③ 未充当金額の発生状況と対処状況

その他、大きな状況の変化があった場合にも報告します。

#### 【インパクトレポートニングの開示方法及び開示頻度】

貸付人に対し年次で報告するとともに、(株)あびらエナジーの HP に年次で開示します。

#### 【インパクト・レポートニングにおける KPI (Key Performance Indicator)】

- 太陽光発電所の名称、場所、規模等
- 蓄電池の名称、場所、規模、蓄電池を通じて年間で蓄積できた電力量（および温室効果ガス排出削減実績）等
- 太陽光発電所の年間発電量実績および温室効果ガス排出削減量実績

#### 【本フレームワークに対する JCR の評価】

##### 資金の充当状況に係るレポートニング

あびらエナジーは、グリーンローンにより調達した資金の充当状況について、本フレームワークに定める内容をあびらエナジーの HP に年次で開示する予定である。また、調達資金の全額が充当された後に大きな資金状況の変化が生じた場合は適時に開示することを予定している。

## 環境改善効果に係るレポート

あびらエネルギーは、グリーン適格事業の環境改善効果に関するレポートとして、本フレームワークに定める内容をあびらエネルギーのHPに年次で開示する予定である。これらの開示項目には、太陽光発電所の年間発電量実績や温室効果ガス排出削減量実績といった定量的指標が含まれている。

以上より、あびらエネルギーによるレポート体制が適切であるとJCRは評価している。

#### IV. 組織のサステナビリティへの取り組み

##### 【評価の視点】

本項では、資金調達者の経営陣がサステナビリティに関する問題について、経営の優先度の高い重要課題と位置づけているか、サステナビリティに関する分野を専門的に扱う部署の設置又は外部機関との連携によって、サステナブルファイナンス実行方針・プロセス、グリーンプロジェクトの選定基準などが明確に位置づけられているか、等を評価する。

##### ▶▶▶ 評価対象の現状と JCR の評価

JCRでは、あびらエナジーが環境問題を経営の重要課題と位置付け、環境問題について代表取締役を中心とした意思決定プロセスを構築していることについて評価している。

あびらエナジーは、再生可能エネルギー事業に知見を有する民間企業と安平町が共同出資することで設立された地域エネルギー会社である。また、安平町長が取締役として参画している。

2018年9月に北海道胆振東部地震が発生し、北海道では厚真町で震度7、安平町、むかわ町で震度6強を観測したほか、道内ほぼ全域で震度6弱～1を観測した。その結果、北海道電力が管轄する道内全域で「ブラックアウト」が発生したことで最大約295万戸が停電し、安平町も4,257戸(町内全戸)が停電した。安平町は、甚大な被害をもたらした同地震からの復興に向け「安平町復興まちづくり計画」を2019年12月に策定し、復興を最優先に取り組んできた。その後、安平町は、ゼロカーボンに向けた本格的な調査・協議を2022年度後半から開始し、2023年度に「安平町ゼロカーボンシティ推進協議会」を設置するとともに「安平町ゼロカーボンシティ宣言」を実施している。その後、安平町による「あびら再生可能エネルギー地産地消モデル」事業は、環境省による地域脱炭素化の推進施策である「重点対策加速化事業」に2025年度に採択されている。

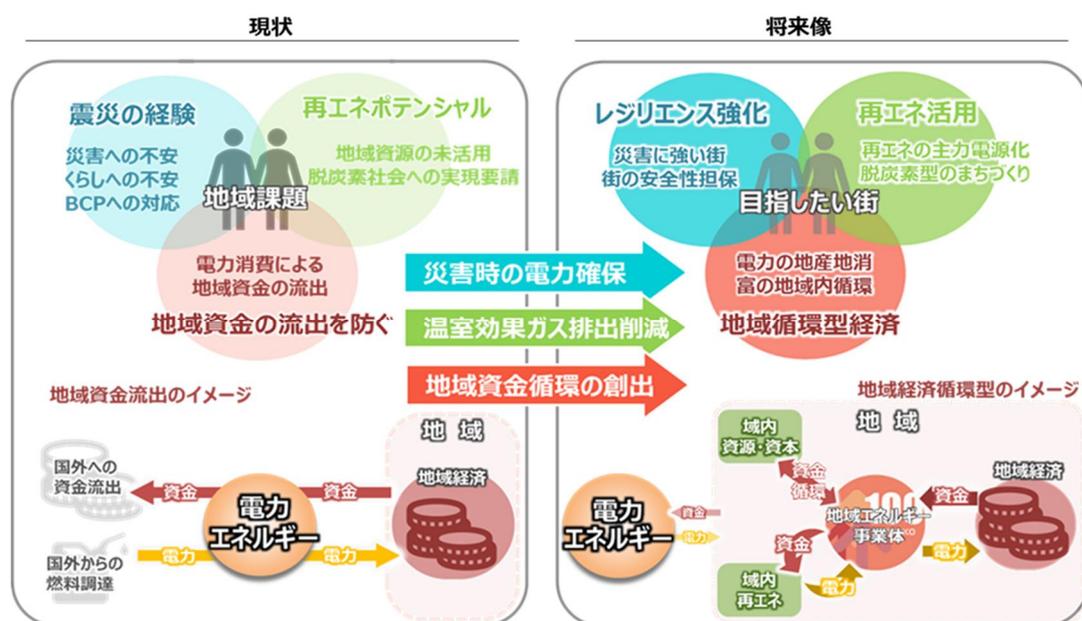


図2：安平町・あびらエナジーが考える地域脱炭素化事業の意義<sup>5</sup>

<sup>5</sup> あびらエナジー提供資料

以上の経緯より、あびらエナジーは、安平町の方針を踏まえ、事業理念として「再生可能エネルギーの地産地消を実現し、地域活性化とレジリエンス強化に貢献する」を掲げるとともに、ミッションとして「安平町の重点対策加速化事業、北海道内、その他エリアへの横展開」を掲げている。あびらエナジーは、環境問題は単なる社会的責任ではなく、「地域の存続（事業継続性）」に直結する経営の最優先事項であると考えており、気候変動への対応や資源循環の推進を重要と考えている。

あびらエナジーは、安平町と協力して重点対策加速化事業を進めるため以下のような事業スキームを構築しており、あびらエナジーが太陽光発電設備等を保有することで、安平町の公共施設の電力を100%再生可能エネルギーで供給することを目指すとともに、同様の仕組みを北海道その他エリアに横展開することも視野にいれている。あびらエナジーは、地震の教訓を踏まえ、安平町内で建設する太陽光発電については、「発電した電力を当該施設で消費し、地域の脱炭素化に貢献するものであること」と「停電時において、公共施設等の避難所機能や重要拠点の機能を維持するための非常用電源として活用できること」の2点を追加的な条件として設定する予定である。

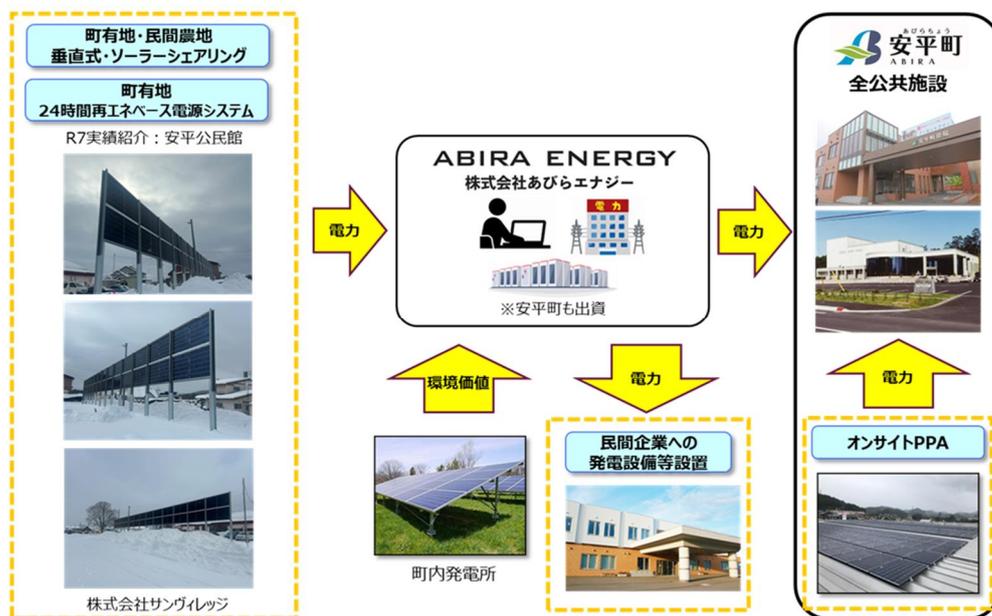


図3：あびらエナジーの安平町における事業スキーム<sup>6</sup>

あびらエナジーは、環境に関する重要事項について、取締役会において審議・決定される体制を構築している。具体的には、安平町が掲げる「ゼロカーボンシティ」の実現に向けた事業計画（重点対策加速化事業等）に基づき、代表取締役を中心とした意思決定プロセスを構築するとともに、自社事業の進捗や環境改善効果について定期的に社内でもモニタリングを行っている。特に、安平町と緊密な連携体制を敷き、町の「重点対策加速化事業」の指針に基づいた意思決定を行っている。加えて、フロンティアエナジー等の外部専門業者を施工・技術パートナーとして採用し、最新の技術動向や環境負荷低減に関する専門的アドバイスを受けている。

以上より、JCRでは、あびらエナジーが環境問題を経営の重要課題と位置付けるとともに、環境問題について代表取締役を中心とした意思決定プロセスを構築していることを評価している。今後、環境に対するガバナンス体制が高度化され、外部の専門家の知見を取り入れが進むことを期待する。

<sup>6</sup> あびらエナジー提供資料

## 評価フェーズ 3: 評価結果 (結論)

## Green 1(F)

本フレームワークについて、JCR グリーンファイナンス評価手法に基づき「グリーン性評価 (資金使途)」を“g1(F)”、「管理・運営・透明性評価」を“m1(F)”とした。この結果、「JCR グリーンローン・フレームワーク評価」を“Green 1(F)”とした。本フレームワークは、「グリーンローン原則」及び「グリーンローンガイドライン」において求められる項目について基準を満たしていると考えられる。

		管理・運営・透明性評価				
		m1(F)	m2(F)	m3(F)	m4(F)	m5(F)
グリーン性評価	g1(F)	Green 1(F)	Green 2(F)	Green 3(F)	Green 4(F)	Green 5(F)
	g2(F)	Green 2(F)	Green 2(F)	Green 3(F)	Green 4(F)	Green 5(F)
	g3(F)	Green 3(F)	Green 3(F)	Green 4(F)	Green 5(F)	評価対象外
	g4(F)	Green 4(F)	Green 4(F)	Green 5(F)	評価対象外	評価対象外
	g5(F)	Green 5(F)	Green 5(F)	評価対象外	評価対象外	評価対象外

(担当) 佐藤 大介・任田 卓人

## 本評価に関する重要な説明

### 1. JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が付与し提供する JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価は、グリーンファイナンス・フレームワークで定められた方針を評価対象として、JCR の定義するグリーンプロジェクトへの適合性ならびに資金使途等にかかる管理、運営及び透明性確保の取り組みの程度に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明です。したがって、当該方針に基づき実施される個別債券又は借入等の資金使途の具体的な環境改善効果及び管理・運営体制・透明性評価等を行うものではなく、当該フレームワークに基づく個別債券又は個別借入につきグリーンファイナンス評価を付与する場合は、別途評価を行う必要があります。また、JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価は、当該フレームワークに基づき実施された個別債券又は借入等が環境に及ぼす改善効果を証明するものではなく、環境改善効果について責任を負うものではありません。グリーンファイナンス・フレームワークにより調達される資金の環境改善効果について、JCR は発行体及び/又は借入人（以下、発行体と借入人を総称して「資金調達者」という）、又は資金調達者の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定される事項を確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。なお、投資法人等で資産がすべてグリーンプロジェクトに該当する場合に限り、グリーンエクイティについても評価対象に含むことがあります。

### 2. 本評価を実施するうえで使用した手法

本評価を実施するうえで使用した手法は、JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「サステナブルファイナンス・ESG」に、「JCR グリーンファイナンス評価手法」として掲載しています。

### 3. 信用格付業にかかる行為との関係

JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価を付与し提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかる行為とは異なります。

### 4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、又は閲覧に供することを約束するものではありません。

### 5. JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価上の第三者性

本評価対象者と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

## ■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、資金調達者及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、又はその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であると問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、又は当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。JCR グリーンファイナンス評価は、評価の対象であるグリーンファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、JCR グリーンファイナンス評価は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCR グリーンファイナンス評価は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、又は撤回されることがあります。JCR グリーンファイナンス評価のデータを含め、本文書にかかる一切の権利は、JCR が保有しています。JCR グリーンファイナンス評価のデータを含め、本文書の一部又は全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

## ■用語解説

JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価：グリーンファイナンス・フレームワークに基づき調達される資金が JCR の定義するグリーンプロジェクトに充当される程度ならびに当該グリーンファイナンスの資金使途等にかかる管理、運営及び透明性確保の取り組みの程度を評価したものです。評価は 5 段階で、上位のものから順に、Green 1(F)、Green 2(F)、Green 3(F)、Green 4(F)、Green 5(F) の評価記号を用いて表示されます。

## ■サステナビリティファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・環境省 グリーンファイナンス外部レビュー者登録
- ・ICMA（国際資本市場協会）に外部評価者としてオブザーバー登録
- ・UNEP FI ポジティブ・インパクト金融原則 作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier（気候債イニシアティブ認定検証機関）

## ■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・信用格付業者 金融庁長官（格付）第 1 号
- ・EU Certified Credit Rating Agency
- ・NRSRO：JCR は、米国証券取引委員会定める NRSRO（Nationally Recognized Statistical Rating Organization）の 5 つの信用格付クラスのうち、以下の 4 クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則 17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

## ■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

**株式会社 日本格付研究所**

Japan Credit Rating Agency, Ltd.

信用格付業者 金融庁長官（格付）第 1 号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル